クラブハウス部室鍵保有に関わる誓約書

私は、大学クラブハウス内の部室の鍵を保有するにあたり、以下のことを誓約致します。

記

- 1. 保有する鍵の盗難、紛失等、所在が不明となるリスクを最小限にとどめる管理を行うこと。
- 2. 保有する鍵が盗難、紛失等、所在が不明となった場合、直ちにそのことを総合管理事務局に報告すること。
- 3. 鍵の所在が不明となった場合、若しくは故意または過失で鍵を正常に使用できなくなった場合、総合管理事務局が行った鍵の再作成で発生した費用の全額を負担すること。
- 4. 鍵の所在が不明となった場合に、施設側の設備変更で発生した費用のうち、総合管理事務局が求めた金額を負担すること。
- 5. クラブハウス利用規約を遵守すること。
- 6. 総合管理事務局から鍵の返却を求められたときは直ちに返却すること。
- 7. 総合管理事務局からの処分には従うこと。

